



ビューローベリタスジャパン(株)ホームページ <http://www.bvjc.com> 連載  
「告示に係る審査」解説

# 避難安全検証法

担当：名古屋事務所 臼井 埼玉事務所 大野

## 1-1 はじめに

従来、避難関係規定として、一定規模以上の建築物については、平均的な建築物の形態などを想定して、居室の各部分から階段までの歩行距離、高層区画、避難施設、内装制限等の規定を設け、建築物一律に避難関係規定に適合することが求められていました。

近年の建築物に関する火災安全工学などの進展により、火災が発生した場合に避難の安全性を予め予測し、避難経路の各部分において在館者の避難が終了するまで煙やガスにより危険な状態とならぬよう、避難安全性能を検証する方法が法文化されました。これにより従来の仕様書の基準に加え、性能規定によっても個々の建築物に即した避難計画も確認できるようになり、設計者の選択肢が広がることとなりました。

しかし、検証法は未だ周知が十分でなく、以前から防災計画書を作成されていた方たちについては馴染みがあり、検証法への理解も早くからなされてきたことと思いますが、それ以外の設計者の方たちにはとっつき難い法文であるようです。

## 1-2 ビューローベリタスにおける検証の実情

弊社における2006年度の検証法適用審査実績は、対前年比200%に達する見込みであり、マーケットに徐々にではありますが、浸透してきている様に推測されます。

・検証法適用の用途について件数割合順（2004年～2006年7月 ビューローベリタス全事務所の累計より）

1. 物品販売店舗
2. 遊技場（パチンコ店、ゲームセンター、バッティングセンター等）
3. 工場
4. 事務所ビル
5. 倉庫

となります。物品販売店舗が5割強、その他用途で5割弱程度の割合となります。

物品販売店舗は平屋の検証が多く、階避難安全性能が検証されることで全館避難安全性能についても検証されたとみなす計画が多くみられます。

・検証法により安全性能を確認することで適用除外される項目は、防火区画、避難施設等ありますが、設計者及び建築主の方が設計趣旨とし適用除外の目的としている法文

1. 「排煙設備の設置」令第126条の2、3
2. 「物品販売業を営む店舗における屋外への出口幅」令第125条第3項
3. 「直通階段への歩行距離」令第120条
4. 「異種用途区画」令第112条第13項

となります。目的はほぼ全てが排煙設備の設置についてであり、そのうちの9割が蓄煙としての計画です。それに加えて、屋外出口や歩行距離の適用除外が計画されている状況です。